

令和5年2月10日

総務部税務課長 深澤 泰子

担当：課長補佐（総括）後藤 直子

電話番号 029-301-2414

徴税吏員証等（身分証票）の紛失について

今般、水戸県税事務所において、地方税法等に基づき税務職員に交付している「徴税吏員証」及び「県税滞納者財産差押徴税吏員証」を職員が紛失し、長期間にわたり所属長（所長）への報告がされていなかった事案が発覚いたしました。

このことは、県民の皆様の県に対する信頼を損ねるものであり、深くお詫び申し上げます。

紛失した徴税吏員証等につきましては、2月13日（月）の県報に登載する手続きを進め、身分証票の無効を公告するとともに、併せて県ホームページに本事案の概要を掲載し、県民に対して注意喚起を行いました。

今後、二度と同様の事案を起こさぬよう、再発防止策を講じてまいります。

記

1 事案の概要等

○発生日（紛失日）

R4. 7. 19（火）16時頃

○経 過

- ・R4. 7. 19（火）9時頃 徴税吏員証等を携帯し、職員2名で大洗町・水戸市内の滞納者宅を臨戸催告。
- ・同日、帰庁時に、ズボンのポケットに入れていた徴税吏員証等が無いことに気づき、事務所内、公用車、退庁後臨戸先を捜索したが発見できなかった。
- ・同日、直属の上司に紛失を報告。よく探すように指示された。
- ・R4. 7. 23（土）水戸警察署に遺失届を提出。

○発覚日

R5. 2. 1（水）当該職員が所属長（所長）へ紛失を申出。

R5. 2. 3（金）水戸県税事務所から税務課に事案の報告。

2 発生の原因・理由等

○当該職員

- ・安易にポケットに入れて外出し、管理が行き届いていなかったことが原因。
- ・警察に遺失届をしており、いつか発見されることを期待し、自分の不始末で紛失してしまい、所長や次長には言い出しにくく、報告までに長期間経過してしまった。

○報告を受けた直属の上司

いつかは見つかると思われ、安易に考え、所長等への報告を怠り、事案の重大さの認識が低かった。

○所属（水戸県税事務所）

- ・職員への交付時に保管管理に十分注意するよう喚起し、交付後は、担当課長の脇机で保管管理していたが、所属長が定期的な保管状況の確認は実施していなかった。

3 県民等への影響

- ・現段階で、県民からの不審な問い合わせ情報や悪用された情報等はない。
- ・入手した者が県税事務所の職員と偽り、高齢者宅等を訪問し、預貯金額を聞きだしたり、家の動産を差押えとして持ち出す(盗難)等に悪用される可能性がある。

4 再発防止策

- ・徴税吏員証等については、職員に対する保管管理の指導徹底、毎月の現物確認の実施、出張時の携帯の確認を実施してまいります。
- ・今回の様に県民に不利益が生じる恐れのある事案は、速やかに所属長に報告するよう指導徹底してまいります。

5 県民への注意喚起

万が一、県税事務所の職員の名をかたり、不審な訪問や連絡等あった場合は、税務課にご連絡ください。

【参考】

○徴税吏員

県税の賦課徴収事務に関する調査のための質問、検査、又は滞納処分のための財産差押に関する権限を知事から委任された職員。

○徴税吏員証

- ・県税の賦課徴収に関する調査のため質問・検査を行う身分を証明する証票
- ・調査、検査の際、(その相手方である) 関係人の請求があったときに、権限のある職員の身分を証明する証票として提示しなければならない。

○県税滞納者財産差押徴税吏員証

- ・滞納処分のための財産差押を行う身分を証明する証票
- ・滞納者へ財産差押をするときに、必ず関係人に提示しなければならない。